



第5章 計画の推進

(1) 計画の進行管理

- この計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業など、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで、計画の推進を図っていく必要があります。
- また、精華町社会福祉協議会が推進する「精華町地域福祉活動計画」との協調のもとで推進するものです。
- その上で、計画の進行管理については、本町全体の地域福祉の推進体制を再編し組織する会議体（例；（仮称）精華町地域共生審議会）からの適切な評価を得ながら行います。

(2) 新たな財源の確保と有効活用

- 改正社会福祉法において「『住民に身近な圏域』において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項」が規定されました。
- 国指針において、地域の課題に地域で対応していくための財源等として、地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB（ソーシャルインパクトボンド）、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取り組み、企業の社会貢献活動との協働などが例示されています。本町でも新たな財源の確保と有効活用について、積極的に取り組んでいきます。

(3) 圏域・京都府等との連携・協調

- サービス調整や外国人人材の受け入れも含めた福祉人材の育成・確保、国への要望など、山城南圏域や京都府との調整・連携により取り組むべき事柄については、情報共有などを密に図りながら協調して対応します。

〈将来の地域福祉の推進体制（イメージ）〉



